

大泉町立西中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 学校の教育目標

①基本目標

だれもが人間の尊さを知り、生涯に向けて学び続ける力を備え、生きがいをもって実践する態度を育てる。

②具体目標

- 1 考える（正しいことを大事にし、深く考え共に学ぶことができる）
- 2 思いやる（自分を知り、他者を正しく理解することができる）
- 3 鍛える（自らの課題を自覚し、その解決に向けて行動することができる）

(2) いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ恐れがあり、絶対に許されないものである。本校では、「いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識のもと、いじめの未然防止・早期発見・組織対応にすべての教職員で取り組むこととする。

2 いじめの防止の取組

いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

(1) 基本施策

①いじめの未然防止

ア「感動を育て人間愛のみなぎる学校」を目指し、生徒同士、生徒と教師の望ましい人間関係のもと、信頼関係を基盤とした生徒指導・教育相談の充実を図る。

イ 考え、議論する道徳や主体的に生徒が参画する授業の推進を図る。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

エ 人権意識や規範意識の醸成を図る。

オ 生徒会を中心とした「いじめは絶対許さない・見過ごさない」という全校生徒への投げかけや啓発に対する支援を行う。

カ SNSによるいじめ防止に関する情報モラル教育の充実を図る。

キ 連絡帳のコメントからの生徒の変化を見逃さないように努める。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等の実施

- ・生徒対象いじめアンケート調査(学校生活アンケート) 月1回
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

イ いじめ相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員との効果的な連携

ウ 外部機関等との相談窓口の周知

エ 職員研修の実施

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒・保護者への啓発活動として、情報モラル講演会の実施

(2) いじめ防止のための組織体制

① いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会(いじめ防止委員会)」の設置

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭
(必要に応じ、SC、SSW、学年主任)

<開催>

第1・3月曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<いじめに対する対応>

ア いじめの相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への指導を行う。

※いじめ解消の定義は以下の通りとする。

- ・少なくとも3ヶ月間いじめが行われていないこと。
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する)。

ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要な措置として、保護者と連携し必要に応じて加害生徒に対する別室指導や被害者生徒の別室学習などの措置を行う。

エ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、関係機関と連携を図り、対処する。

(3) 重大事態への対処

重大事態の定義

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態発生時の迅速な対応

ア 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会の指導の下、調査組織「いじめ防止委員会」を設置する。

ウ 上記組織は校長・教頭・学年主任・生徒指導主事及び当該学年関係教諭を基本とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を加えるなどして、当該調査の公平性、中立性を確保する。

エ 事実関係を明確にする調査を実施する。

<調査>

- ・ いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、調査によって明らかになった事実や関係について、情報を適切に提供する。
- ・ アンケートを実施する（アンケートを実施する場合には、被害者生徒及び保護者に対し必要な情報を提供する）。

<措置>

- ・ いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめを行った生徒に対し、別室授業や出席停止などの必要な措置を弾力的に行う。

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。